

県有地購入手続きと必要書類

【申請から売却までの手続き流れ】

- ①普通財産売払申請書（第1号様式）の提出（申請人→県）
 - ②現況等の調査（県 ※現地にて境界標の確認）
 - ③不動産鑑定評価、土地所在市町村へ固定資産評価を依頼（県→市町村長）
 - ④売買価格の決定（県）
 - ⑤申請人へ売買価格を通知（県→申請人）
 - ⑥境界立会（申請人・県）
 - ⑦売買代金納入（申請人）
 - ⑧売買契約締結（申請人・県）
 - ⑨所有権移転登記の囑託（県）
 - ⑩所有権移転
 - ⑪登記完了証等引渡し（県→申請人）
- ⑥、⑦は同日に行います。

<①に必要な書類>

- 普通財産売払申請書（第1号様式）
- 住民票謄本又は抄本
- 印鑑証明書
- 納税証明書（滞納のない証明）※法人の場合「納税証明書（その3の3）」
- 県有地建物の登記簿謄本 ※未登記の場合は「資産証明書」

<⑦、⑧に必要な経費>

- 売買代金（土地売払代）
- 収入印紙代金（※契約書に貼付用。金額は土地売払代によって異なります。）
- 登録免許税（市町村による固定資産評価額×税率 ※市町村の評価後に税額が決定します。）
- 貸付料（日割分）（※該当する場合のみ。売買契約日までの土地貸付料）

※ ⑦、⑧、⑪の際は、申請者ご本人の来課をお願いします。

※ 申請から売買完了（所有権移転）までは、2～3か月を要します。（復元等がある場合にはそれ以上となる場合もあります。）

※ ③の不動産鑑定評価の後に④売買価格が決定します。③の費用は県の負担となりますので、④の売買価格の通知後に買い受けを拒否する等なきよう、よくご検討ください。

※ 押印はすべて実印をご使用ください。

※ 土地貸付料に還付が生じる場合は、売払い手続き完了後に口座振替申出書を提出して下さい。後日日割り分を還付いたします。